

事業評価書

施設名称	松山歴史公園	指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~令和 8 年 3 月 31 日
所在地	酒田市新屋敷36-2	評価期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~令和 6 年 3 月 31 日
指定管理者	特定非営利活動法人まちづくりnet松山 電話番号 0234 - 62 - 2010	施設 所管課	企画部 文化政策課 電話番号 0234 - 24 - 2995

年度	1 年目 (実績) 令和 3 年度	2 年目 (実績) 令和 4 年度	3 年目 (実績) 令和 5 年度	4 年目 (計画) 令和 6 年度	5 年目 (計画) 令和 7 年度	指定管理期間 合計
施設開館数 (日)	290	308	309	308	308	1,523
利用者数 (人)	7,548	10,678	15,260	12,000	12,000	57,486
指定管理業務の収支 (円)						
収入 ①	28,857,074	27,479,496	28,222,126	28,000,000	28,000,000	140,367,016
うち 利用料金	892,690	987,930	1,724,570	1,000,000	1,000,000	4,880,620
うち 指定管理料	26,470,000	26,470,000	26,470,000	26,470,000	26,470,000	132,350,000
うち 上記以外	1,494,384	21,566	27,556	30,000	30,000	1,636,396
支出 ②	27,805,199	25,802,001	28,209,635	27,500,000	27,500,000	136,125,785
差引 ①-②=③	1,051,875	1,677,495	12,491	500,000	500,000	3,741,861

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
1 履行状況の評価				
1 業務執行に関する事項				
(1) 業務執行体制	1	業務執行体制（指揮命令系統、業務責任者等）が明確になっているか	○	○
(2) 人員の配置	1	施設の管理運営に要する人員を効率的に配置しているか	○	○
(3) 有資格者の確保	1	指定管理業務を遂行する上で必要な有資格者を確保しているか	○	○
(4) 職員研修の実施	1	職員の指導・研修が適切に行われているか	○	△
(5) 労働環境・条件	1	適切な労働環境や条件が確保され、労働関係法令が遵守されているか	○	○
2 業務手続きに関する事項				
(1) 再委託の管理	1	市への承認手続き、報告書等による履行確認等がなされているか	○	○
(2) 取扱説明書の整備保管	1	設備・機器等の取扱説明書が整備・保管されているか	○	○
(3) 管理記録等の整備保管	1	業務日誌や点検記録、修繕・故障履歴等が整備・保管されているか	○	○
(4) 報告書等の提出	1	業務報告書、事業報告書、事業計画書等が適切に提出されているか	○	△
3 施設の維持管理に関する事項				
(1) 点検・保守	1	施設・設備の点検・保守は確実に行われているか	○	△
(2) 清掃・環境保全	1	清掃・環境保全（植栽、廃棄物処理等）が適切に行われているか	◎	◎
(3) 保安・警備	1	防犯対策やマスターキー等の鍵の管理は適切に行われているか	○	○
(4) 備品等管理	1	市で準備した備品等に不足がなく、適切に管理されているか	○	○
(5) 施設・設備修繕	1	リスク分担に基づく、修繕は適切に行われているか	○	○
4 法令遵守・安全対策に関する事項				
(1) 法令の遵守	1	法令等で定められた書類を遅滞なく提出されているか	○	○
(2) 個人情報の取扱い	1	個人情報の漏洩、滅失等、適正な管理のため必要な措置を講じているか	○	○
(3) 安全対策の確保	1	事故防止や避難訓練などの対策が適切に確保されているか	○	○
(4) 緊急時の対応	1	緊急時の連絡網や対応マニュアル等が整備されているか	○	○
点数（標準点 18）			18.5	17
総括評価			A	B

≪指定管理者の自己評価≫

歴史公園の指定管理は万事支障なく運営できたと思われまます。施設の管理のための再委託や点検・保守に関しても従前どおり行っております。また、歴史公園と松山文化伝承館及び松山城址館等の施設につきましては、特に清掃や環境美化に力を入れ、入館者に快適な環境を提供するよう心がけております。更に、入館者への安全対策のためには、緊急連絡網の整備、6月と1月の2回の消防訓練・避難訓練を実施しております。

≪施設所管課の評価≫

清掃・環境保全の項目については、建物内外の清掃や樹木・芝の剪定はよく手が入っており、施設を適切に管理している。その一方で、点検・保守の項目について、令和5年12月実施の松山文化伝承館消防設備保守点検において、市への報告の遅れや指摘項目の説明の不備等があったため、所管課から指定管理者に指導を行い、指定管理者から改善報告を提出する事態となる等、自己評価のような「万事支障なく運営できた」とは言い難い状況であった。令和4年度の事業評価を行った際にも、同保守点検で市への報告が遅延し、指導を行った経緯があるが改善が見られず、職員の指導が適切に行われていないため、市への報告体制を早急に整えるよう指導した。

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
2 サービスの質の評価				
1 施設の運営に関する事項				
(1) 開館日等の遵守	1	開館日・開館時間は守られているか（臨時開館等の手続きは適正か）	○	○
(2) 使用許可の手続き	1	施設の使用許可は条例等に従い適切に行われているか	○	○
(3) 接遇対応の状況	1	利用者への接遇対応は適切に行われているか	○	○
(4) 情報発信	2	利用促進を図るため積極的な情報発信が行われているか	◎	◎
(5) 利用者ニーズへの対応	2	利用者アンケート等を行うとともに、苦情や要望等に適切に対応しているか	○	○
2 施設の利用に関する事項				
(1) 施設の平等利用	1	一部の利用者への不当な利用制限や優遇措置は見受けられないか	○	○
(2) 利用料金の徴収	1	利用料金の徴収は適正に執行されているか	○	○
(3) 利用料金の減免	1	利用料金の減免手続きは適正に行われているか	○	○
(4) 事業の実施状況	2	事業計画書にある事業が計画どおり実施されているか	○	○
(5) 利用状況	2	利用者数が前年度の実績（又は当初の目標）を上回った（又は達成した）か	○	○
3 業務水準等に関する事項				
(1) 要求水準の状況	2	指定管理業務の要求水準は達成できているか	○	○
(2) 経費節減の取組	1	管理に係る経費を節減するための取り組みはされているか	○	○
(3) 地元貢献	1	地元貢献に資する取組み（地元雇用・地元企業活用等）が行われているか	○	○
(4) 環境対策	1	環境に配慮した物品購入、省エネ、リサイクル推進等が行われているか	○	○
(5) 自主事業の状況	2	自主事業の質は妥当であり、利用者ニーズを捉えたものであるか	○	○
(6) 前年度評価の活用	2	前年度の評価を受けて、適切な改善が図られたか。	○	○
4 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項（指定管理者選定時の追加評価項目）				
(1)	2			
(2)	2			
(3)	2			
(4)	2			
(5)	2			
点数（標準点 23）			24	24
総括評価			A	A
《指定管理者の自己評価》				
<p>松山文化伝承館の入館者は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、増加したことは喜ばしいことです。その増加の理由を更に付け加えるならば、企画展示の内容の充実と新聞等を利用し効果的な宣伝やSNSやフェイスブックで最新情報を積極的に発信したことも良かったと判断します。また、調査員は丁寧な説明に心がけ、そして館内照明や空調も適切でした。松山城址館についても、イベント企画が少しずつ増え、利用者の拡大につながってきました。また、歴史公園内の芝の管理、庭木の剪定などは適切に行っております。特に6月のお堀の睡蓮の花の開花に時期には多くの方々を訪れていました。</p>				
《施設所管課の評価》				
<p>松山文化伝承館と松山城址館ともに入館者数が増加しており、松山文化伝承館における企画展示内容の充実、新聞等を利用した宣伝やSNSやフェイスブックでの積極的な情報発信に加えて、調査員が丁寧な説明を心掛けるなど、利用者の拡大に努めていることは評価できる。ただし、松山文化伝承館は、松山地域に関係する展示をいかに増やしていくかという課題があるため、その点についての改善をお願いしたい。また、松山文化伝承館との連携により、松山城址館の利用者の拡大についても検討していくこと。</p>				

評価項目	配点	評価基準	自己評価	所管課評価
3 サービスの安定性の評価				
1 指定管理業務の収支	1	指定管理業務の収支は良好であるか	○	○
2 区分経理の実施	1	指定管理業務と他の業務の経理区分が整理されているか	○	○
3 経理処理	1	適正な経理処理が行われており、支払遅延の発生等はないか	○	○
	1	財務諸表は法令等に準拠して作成されているか	—	—
	1	損益計算書の数値が適正に収支決算書（様式18の1）に表示されているか（数値が一致していない場合は対応関係の説明を求めること）	—	—
4 現金等の取扱い	1	現金や金券の取扱い、通帳の管理は適切に行われているか	○	○
5 団体の経営状況	1	団体の経営状況は良好であるか	○	○
	1	偶発債務・簿外債務等の存在が指摘され、財務健全性が脅かされていないか（監査報告書により確認）	—	—
	1	事業の存続を脅かす異常事項が指摘されていないか（監査報告書により確認）	—	—
点数（標準点 5）			5	5
総括評価			A	A
＜指定管理者の自己評価＞ 5月の新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、県内外からの団体客が増加しつつあったことは喜ばしいことでした。けれども、ウクライナ紛争やイスラエルのガザ侵攻のあおりを受け、中東の石油事情の悪化のために、電気料金等の値上げなどでの経費が逼迫している状況でしたが、節約を特に目標としました。それでも経費処理の遅れや支払いの遅延もなく、業者間とのトラブルもなく、健全な運用に努めてまいりました。		指定管理者自己評価実施日 令和6年4月30日		
＜施設所管課の評価＞ 経費の処理について、引き続き遅延のない経理処理を行うよう努めること。燃料費・光熱水費などの値上がりなどは、不透明な状況でありながらも経費削減や節電などに高い意識をもって取り組んでおり、引き続き、予算の不足や収支が悪化するなど運営面に影響がでないよう適正な管理に努めること。				
総合評価（各総括評価に基づく評価）				A
＜施設所管課による総合評価＞ 経費削減や節電、適切な空調設備の管理など、支出を抑えることを意識して施設管理にあたっているほか、清掃や施設の美化への意識も高く、調査員が丁寧な説明を心がけることで、利用者や地域住民が気持ちよく施設を利用できるよう配慮しており、指定管理業務の要求水準は概ね達成している考える。その一方で、昨年度から課題となっている「市への報告体制」についての改善が見られず、令和5年度も所管課から指定管理者に指導を行い、指定管理者から改善報告を提出する事態となる等、改善が必要な部分もみられる。評価が優良又は良好とされた部分は引き続き評価を維持できるよう施設の維持管理にあたり、課題が指摘された部分については早急に見直しを行い、より適正な施設管理・運営となるよう改善を求める。		評価実施日 令和6年5月28日		
指定管理者選定委員会評価				A
		評価実施日 令和6年7月16日		
包括協定、年度協定及び仕様書に沿って、おおむね適正な施設運営がなされている。課題となっている市への報告体制については施設所管課との連絡調整を行い適切に対応されたい。				